

今月の視点

学校医と学校産業医

常任理事 藤本 俊文

学校医の職務は、学校保健安全法施行規則第 22 条に規定されている。その内容は、①学校保健安全計画の立案、②学校環境衛生の維持及び改善に関する指導と助言、③児童生徒等の健康診断、④疾病の予防処置と保健指導、⑤児童生徒等の健康相談、⑥伝染病の予防に関する指導と助言、⑦救急処置、⑧就学時の健康診断及び職員の健康診断、⑨保健管理に関する指導に従事すること、とある。また、学校保健安全法第 5 条においては「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」と、児童生徒のみでなく職員に対しても健康管理を規定している。

法第 11 条の健康診断とは就学時の健康診断であり、法第 15 条 1 項の健康診断は学校職員の健康診断である。就学時の健康診断については教育委員会が主体となって行うべきもので、必ずしも一学校医でなくてはならない職務ではないが、慣例的に学校医が関与することが多い。

学校の職員の健康診断は、基本的には労働安全衛生法によって規定される部分があり、常時 50 人以上の職員がいる学校では産業医を選任する必要がある。公立学校における産業医選任率は小学校：約 80%、中学校：約 85%、高校：約 97% であり 100%にはなっていない。学校保健安全法に教育委員会又は学校の設置者の求めにより学校医が学校の職員についても健康診断を行うことになっているので、学校医が学校の職員の健康診

断を行っている場合が多いようであるが、いずれは専任産業医が学校の職員の健康診断を行うようになるのが理想と考える。

労働安全衛生法による産業医の業務は、①健康診断及び面接指導の実施。これら結果に基づく健康保持の実施、②作業環境の維持管理、③作業管理、④健康教育・健康相談・労働者の健康保持増進を図るための措置、⑤衛生教育、⑥健康障害の原因調査及び再発防止措置、⑦総括安全衛生管理者に対する勧告、又は衛生管理者に対する指導、若しくは助言、⑧作業場等の巡視、⑨労働者の健康障害を防止するための措置、などがある。しかし、学校保健安全法施行規則では学校環境衛生に対して助言するとはあるが、巡視の記載はないといった矛盾もある。

ただし、現実には職員 50 人以上の学校は少なく、教育委員会が学校職員安全衛生管理規定等を制定し、産業医の代わりに健康管理医を定めて、産業医に準じた職務を定めているところが多い。

近年、生活習慣病の増加は職種を問わないが、教職員においては他業種以上にメンタルヘルス不調が増加している。しかしながら、従来の学校医報酬とは別建てにすべき学校産業医報酬も曖昧なまま、多くの自治体で従来の学校医報酬に含めたまま留め置かれている（只働きを求められる）ことも、学校医の産業医活動に対する意欲を削ぎ、ストレスチェックへの積極的参画を妨げている重大な要因であろう。

このことに関し、インターネットで調べた具体例を挙げると、平成 29 年の東広島市立学校産業医及び保健管理医に関する規則は、労働安全衛生

法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）に基づき選任する東広島市立学校産業医（以下「産業医」という）及び東広島市立学校保健管理医（以下「保健管理医」という）の配置、服務等について必要な事項を定めるもので、保健管理医は学校医のうちから選任し、産業医が行う業務と同等の業務並びに学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 16 条第 1 項の規定による指導区分の決定を行うとある。また、産業医の報酬は、年額 42,000 円となっており、学校医とは別途と思われる。

鳥取県は教職員健康管理事業として予算化しており、県立学校の教職員の健康管理等のために医師に委嘱している「健康管理担当医」の報酬について、現在の年額（定額）に加え、面接指導 1 回当たりの謝金を設け、実績に応じて支払う仕組みを導入している。報酬（年額）は、一律 54,750 円（H28 要求）としている。ただし、これは鳥取県医師会の産業医報酬基準の 1/4 ～ 1/6 程度の薄謝であり、医師の厚意に大きく依っている状況であることを認識し、面接については 9,000 円 / 日（税込）＋交通費 250 円 / 日（税込）を計上することにしたとしている。その他、浦添市は学校産業医の出勤日はおおむね月 1 回とし、手当は月額 60,000 円、また、平成 30 年度のさいたま市の学校産業医 月額 43,000 円など、調べればいろいろと例が出てくる。

しかし一方で、平成 27 年の一宮市の監査結果報告では、4 校で産業医としての職務が実際に行われたことを示す記録は存在しないにもかかわらず、健康管理医務謝礼に関する支出内訳書によれば、医務謝礼のうち産業医分として年額 38,500 円が支払われていることが問題視され、市教委は産業医に対して始めから産業医としての役割を期待せず、いわゆる名義貸しに対する謝礼として年額 38,500 円を支払っていたとして、産業医に対する医務謝礼 154,000 円を自ら市に弁済するか、産業医に謝礼の自主的な返還を求めるなどの措置を取ることを要求している。

学校医すべてに、資格の必要な産業医を依頼することには問題もあり、名義貸しのような実態の

ない産業医では意味を持たないし、また、メンタルヘルスの問題発生が多い教員の健康を守ることにならない。学校医が産業医を受けるにしても、学校医とは別に教育委員会が産業医を雇用するにしても、職場巡視や職員健康相談、面談などを行うとすると、一般的な産業医報酬を学校医とは別に契約することが妥当と考える。

これらの事項に関する公文書で、平成 30 年 12 月に文科省から「公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査について（結果）」という通達が出ている。この中で、産業医の未選任、衛生委員会や面接指導体制の未整備等は、労働安全衛生法に違反するものであることに留意することと、費用については地方財政措置（「公立学校教職員保健管理費」）の活用をするようにと記載されている。これを受けて日本医師会も昨年 12 月 26 日付けで、同文書を都道府県医師会に発出し、教育委員会と医師会の連携を重視するように周知依頼を行っている。

結論としては、学校医は学校医の職務に専念することが第一義であるが、学校全体の保健を考えるとときに、教職員の健康も考えねばならず、可能であれば産業医の職務を兼務することが望ましい。50 人以上の職員を有する学校は法として、産業医が月 1 回の職場巡視など、ルールとなっている業務は行うべきであるが、50 人以下の産業医選任が任意の学校であっても、教育委員会は公立学校教職員保健管理費を活用して、きちんとした産業医報酬を支払って、内容のある業務を依頼すべきで、学校医とは別途契約とすべきである。そうすることで産業医の熱意を少しでも向上させることに繋がるのではないかと考える。通達を受けた教育委員会の今後の対応に期待したい。

追記：3 月 29 日付けで文科省から日医に学校における一層の労働安全衛生管理の充実について、下記の事務連絡が発出された。その一部を紹介する。

1. 各都道府県における学校種別の産業医整備率については文科省のホームページに掲載した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353639.htm

2. 労働安全衛生法により、学校の規模に応じて義務づけられている労働安全衛生管理体制の未整備や医師による面接指導、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の未実施等は法令違反であり、学校の設置者は速やかに法令上求められている体制の整備等を行う必要があること。また、法令により義務づけられた定期健康診断の結果に基づく適切な事後措置を確実に行われたいこと。なお、教職員の保健管理に係わる費用については、地方財政措置が講じられているところであり、労働安全衛生管理体制の整備等に当たって適切に活用されたいこと。

3. 法令上の義務が課せられていない学校においても、学校の設置者は可能な限り法令上の義務が課せられている学校に準じた労働安全衛生管理体制の充実に努めるべきであるとされたことを踏まえ、各教育委員会において適切に取り組まれない

こと。・・・(略)

産業医の選任義務が無い規模の学校についても、教師の健康管理を担当する医師等を置いている場合には、医師等が産業医学の専門的な立場から、教師一人一人の健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備することが考えられるほか、そうした医師を置いていない場合にも、教育委員会として産業医の資格を持つ医師を選任し、域内の学校の教職員の健康管理を行わせるといった工夫が考えられること。

4. 「学校における労働安全衛生管理体制のために（第 3 版）」を作成し、文科省ホームページに掲載した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1324749.htm

『会員の声』原稿募集

投稿規程（平成 27 年 5 月から）

- 1) 投稿は本会会員に限ります。
- 2) 内容につきましては、医療・医学に関連するものに限定させていただきます。
- 3) 他誌に未発表のものに限ります。
- 4) 同一会員の掲載は、原則、年 3 回以内とさせていただきます。
- 5) 字数は 1,500 字程度で、文章には必ずタイトルを付けてください。
- 6) 外国語単語の使用は認めますが、全文外国語の場合は掲載できません。
- 7) 学術論文については、その専門的評価が問題となる場合があるため、掲載できません。（『山口県医学会誌』への投稿をお願いします。）
- 8) ペンネームでの投稿は不可とさせていただきます。
- 9) 送付方法は電子メール又は CD-R、USB メモリ等による郵送（プリントアウトした原稿も添えてください）をお願いします。
- 10) 編集方針によって誤字、脱字の訂正や句読点の挿入等を行う場合があります。また、送り仮名、数字等に手を加えさせていただくことがありますので、ある意図をもって書かれている場合は、その旨を添え書きください。
- 11) 原稿の採用につきましては、原稿をいただいた日の翌月に開催する広報委員会で検討させていただきますが、内容によっては、掲載できない場合があります。

山口県医師会事務局 総務課内 会報編集係

〒 753-0814 山口市吉敷下東 3-1-1 山口県総合保健会館 5 階

TEL : 083-922-2510 FAX : 083-922-2527

E-mail : kaihou@yamaguchi.med.or.jp